

維新の会の光本圭佑でございます。

第 14 回定例会におきまして質問の機会を与えていただきましたことに感謝申し上げます。先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間ご清聴を宜しくお願い申し上げます。また、市長はじめ理事者の皆様におかれましては、私の意のあるところをお汲み取り頂まして、明快でわかりやすい御答弁を宜しくお願い致します。

今回は、6点、

「ホストシティ・タウン構想について」

「嘱託職員のワーク・ライフ・バランスについて」

「JR 塚口バス停の存続について」

「本市のたばこ対策について」

「子育て世代包括支援センターについて」

「市長の政治姿勢について」

です。

それでは、早速質問に入ります。

#### (1. ホストシティ・タウン構想について)

2014 年 9 月の第 6 回本会議において、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックの事前合宿誘致について」を質問させていただきました。

そこでも取り上げさせていただきましたが、兵庫県においては、昨年 5 月に東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致プロジェクトチームが立ち上がり、「事前合宿招致の取組に係る市町説明会」が開催され、その中で「各市町に対する招致意向調査」についての説明がありました。

#### **Q1.そこでお尋ねします。**

**第 6 回本会議での私の一般質問以降、兵庫県の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致プロジェクトとの進捗状況を教えてください。**

(2. 嘱託職員のワーク・ライフ・バランスについて)

次に、嘱託職員のワーク・ライフ・バランスについてです。

今年 4 月に開かれた総務消防委員会の中で職員のワーク・ライフ・バランスについて説明を受けました

その時、私は総務消防委員でしたので「この尼崎市職員のワーク・ライフ・バランスの推進というのは正規職員に対しての推進という考えなのか」と質問させていただいたところ、その時のお答えは「正規職員に限らず嘱託員、アルバイト等も含めて該当できるものですが、個々の利用できる制度等につきましては、それぞれの職種に応じまして適用できる範囲等については違いは当然生じてきております。」というものでした。

**Q2.そこでお尋ねします。**

その後、正規職員に限らず嘱託職員、アルバイト等も含めて、ワーク・ライフ・バランスの浸透・進捗具合はいかがでしょうか。教えて下さい。

(3. JR 塚口バス停の存続について)

次に、JR 塚口バス停の存続についてです。

陳情が建設企業委員会に付託されておりますが、我が会派のメンバーは委員会に入っていないため、この場をお借りして質問させていただきます。

現在、JR 塚口駅東側では大規模な開発が行われています。

それに合わせ、駅前にはバス停やタクシー乗り場を想定した新しいロータリーも整備され、現在のロータリーから機能を移転し、新ロータリーの供用開始は平成 28 年 4 月からと聞いています。

**Q3.そこでお尋ねします。**

現在のバス停やタクシー乗り場を廃止することを決めたのはいつなのでしょう。またその決定に至った経緯を教えてください。

(4. 本市のたばこ対策について)

2015年9月の第13回本会議において、「禁煙対策や路上喫煙対策について」を質問させていただきました。

その中で、「禁煙対策や路上喫煙対策については市長の公約でもあり、また活動日記にもありますように尼崎医師会の前で明確に条例制定にも言及されています。私も早急に条例を想定すべきだと考えています。」と訴えたところ、医務監から「できれば年度内に一定の方向性をまとめられればと考えております。」というご答弁をいただきました。

**Q4.そこでお尋ねします。**

その後、たばこプロジェクト会議において、条例制定に向けて具体的にどのような検討が行われているのか、進捗を教えてください。

(5. 子育て世代包括支援センターについて)

地方創生の一環として、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点、いわゆる「子育て世代包括支援センター」を平成27年度中に150ヶ所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく意向を政府は固めました。

**Q5** そこでお尋ねします。

子育て世代包括支援センターを5年後までに全国展開していくと政府が位置付けている中、本市においては現時点でどのような検討がされているのか教えてください。

(一問一答 Q1-1)

兵庫県が東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致プロジェクトチームを立ち上げる中、国では2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、全国の自治体とオリンピック・パラリンピック参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、共生社会の実現、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、「ホストシティ・タウン構想」を推進するとあります。

「ホストシティ・タウン構想」とは1998年長野大会で始まった「一校一国運動」の自治体版で、事前合宿の誘致や選手との交流を実施する自治体が「ホストシティ」として登録でき、国が費用の半額を支援するほか、人材派遣、情報提供を行います。11月から希望する自治体の募集を始め、来年1月頃に第1次登録自治体を公表することが決まっています。

**Q1-1 そこでお尋ねします。**

本市では兵庫県の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿招致プロジェクトチームに参加し、オリンピック・パラリンピック組織委員会にも申請書を提出している中で、この「ホストシティ・タウン構想」との違いをどう認識されているのか教えてください。

(一問一答 Q1-2)

「ホストシティ・タウン構想」で想定される取組例の中には大会期間前・期間中だけではなく、期間後も交流することが想定されています。新たな姉妹都市・友好都市が誕生するイメージです。本市では昭和34年にアウクスブルク市と姉妹提携、昭和58年に鞍山市と友好都市提携を結びましたが、それ以降新たな姉妹都市・友好都市は誕生していません。今回はスポーツを通じた新たな提携のチャンスであり、「スポーツのまち尼崎」を謳う本市としても検討する必要があると思います。

**Q1-2 そこでお尋ねします。**

既に希望する自治体の募集が開始されている中、本市として「ホストシティ・タウン構想」を今後どのように取扱うのか、教えてください。

(一問一答 Q2-1)

今回、この「嘱託職員のワーク・ライフ・バランス」を取り上げさせていただいたのは、今年4月に開かれた総務消防委員会の中で私が危惧していた通り、嘱託職員の仕事量や働き方に疑問を感じるようなことを実際に耳にしたからです。

この場で、どこの課まではあえて言いませんが、その嘱託職員の始業時刻は午前9時、終業時刻は午後4時、休憩時間は1時間、実質の勤務時間は6時間です。

これを係長が調整して、6時間勤務を7.5時間勤務にし、1.5時間オーバーしたものをプールしておき、1日の勤務時間である6時間貯まれば1日休めるというやりくりをしていたようです。そのプールは最大で12時間になったこともあるようで 現在でも3時間ほどプールされた時間が残っているそうです。

このようなやりくりをするのは、仕事量が多いものの、財政難でお金がないために人手を増やすことができないからだそうです。

**Q2-1 そこでお尋ねします。**

このようなやりくりは、「尼崎市嘱託員取扱要綱」の第32条に抵触しないのか教えてください。

(一問一答 Q2-2)

嘱託職員のワーク・ライフ・バランスを考える中で、仕事場の環境も重要です。

私が危惧しているのは「正規職員より嘱託職員の方が仕事量が多かったり、しわ寄せが嘱託職員に行っていないか」ということです。

**Q2-2 そこでお尋ねします。**

正規職員と嘱託職員の仕事のすみ分け、仕事量の適正な配分は誰がチェックしながら行われているのでしょうか。また、嘱託職員同士でも仕事量に見合った適切な人数を適正に配置できているのでしょうか。教えてください。

「持続可能な取組み」

(一問一答 Q2-3)

嘱託職員からすれば、自分にかかる仕事量が増えていく中、人手が不足しているので人手を増やして欲しいと上司に相談しても「お金がないので無理」と言われ、自身の勤務時間を調整して通常より 1.5 時間オーバーさせて働いている環境は、決して良い職場環境とは言えません。

それに輪をかけて、休職制度を活用せず、休職にならないように私療の制度を巧みに使う正規職員がいたりすると、その周りの正規職員だけではなく、嘱託職員のモチベーションが下がるのは言うまでもありません。休職してくれれば、アルバイトを入れることが可能になるのにも思うことでしょう。

**Q2-3 そこでお尋ねします。**

これまでにも、私療制度など他の制度も含め、制度を巧みに利用する正規職員の状況は把握されてきたのでしょうか。把握されていた場合、何か手立てを講じてこなかったのでしょうか。教えて下さい。

今回の一般質問では取り上げていませんが、職員の勤務時間中に喫煙所で過ごす時間の合計も問題

(一問一答 Q2-4)

職場というのは正規職員だけで成り立つわけではなく、嘱託職員やアルバイトの方々など皆で一丸となり成り立つわけです。ですので、正規職員以外の方々のワーク・ライフ・バランスも非常に重要だと私は思います。

今回、この問題を取り上げる中で、正規職員よりも嘱託職員の方が業務に詳しかったり、例えばシステム端末も嘱託職員しか操作方法を詳しく知らないという現実がある可能性が見え隠れしました。

**Q2-4 そこでお尋ねします。**

1 年更新の不安定な嘱託職員が持っている知識や経験、様々なスキル等のナレッジ共有はしっかりと図られているのでしょうか。嘱託職員が退職してから現場が困るという状況になっていませんか。この課題に対してどのような対策が行われているのでしょうか。教えて下さい。

(一問一答 Q3-1)

現在のバス停やタクシー乗り場から新ロータリーに行くまでの道を整備し、段差もなく車いすでも可能なバリアフリーにするので問題ないかのように当局は言っていますが、それでも現在のバス停を主に使用している上坂部二丁目の方々からすると、約400mほど遠くなることは事実です。

**Q3-1** そこでお尋ねします。

利用者にとって、バス停やタクシー乗り場が現在の場所から遠くなることについてどうお考えなのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q3-2)

現在のロータリーと、新ロータリーの両方にバス停を設置すると、運行上約2~3分のロスになり、年間で言えば400~500万円の人件費の増になると当局から聞いています。元々、赤字路線の上に、さらに年間400~500万円の人件費の増になるので両方にバス停を置くことは難しいとも聞いています。

しかし、新しくJR塚口駅前が大規模開発され、大型のマンションができる中、バスの利用者増も含めて計算されているのでしょうか。

また、新ロータリーができるので現在のロータリーは即廃止というのではなく、現在のバス停を通る便を間引いて本数を減らし、人件費が増えない方法を模索されたのでしょうか。

**Q3-2** そこでお尋ねします。

現在のバス停を存続させるための、あらゆる可能性を全て検討しつくしたのでしょうか。また、この件について阪神バスとの交渉の経緯・経過も教えてください。

(一問一答 Q3-3)

新ロータリーに各機能が移転すると、現在のロータリーの機能をやり替える考えがあるとも当局から聞いています。

現在は主として交通の機能を果たしているスペースですが、このスペースを地域の方々の交流機能・防災機能・環境機能に作り変える考えがあるとのこと。

しかし、新ロータリーが平成 28 年 4 月から供用開始されると、現在のロータリーは不法駐車を抑制するために一旦バリケードで封鎖され、どう作り変えるかの案が決まり、工事が始まるまで封鎖され続けるとのこと。

バス停やタクシー乗り場まで廃止され、さらに何に作り変えるかの説明もないままバリケードで封鎖されることになると、地元の方々に与えるストレスも相当なものだと思います。

**Q3-3 そこでお尋ねします。**

万が一、現在のロータリーを廃止するお考えが固いのであれば、現在のロータリーをどのように作り変えるかの案をいつまでを期限として地元と練り上げ、いつまでに作り変えるお考えなのか教えてください。

昨日の朝日新聞で稲村市長の記事が掲載されていました。その中で市長は「尼崎市では、施策の検討に着手する段階で、決定までのスケジュールを、意見聴取の時期や手法とともに明らかにする。あわせて、可能な限り複数案を出すことを心がけている。「A、B、C の三つの案のそれぞれにメリット・デメリットがあります。その中で A 案が一押しですが、皆さんはどう思いますか」と問いかける。それによって、よりよい選択肢はどれかを判断する材料を提示することや、市民のアイデアで選択肢そのものを磨く建設的な議論につながることを目指している。」と述べられています。

弱者切り捨て

今年度内に練り上げ、設計をし、来年度予算に入れ込まないと来年度中に供用開始はできませんよね？来年度以降にずれ込んでしまいますよね？

改めて、建設企業委員会でご協議いただければと思います。  
宜しくお願い致します。

(一問一答 Q4-1)

隣の伊丹市では「(仮称)伊丹市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」の制定に向けた市民意識調査が既に行われ、その結果が公表されています。

伊丹市で条例が制定されれば、阪神間では唯一本市だけが条例制定をしていない状態になり、本市のたばこ対策における本気度が今以上に問われることになると思います。

**Q4-1 そこでお尋ねします。**

本市のたばこ対策における本気度が問われ始めている中、条例を制定する考えがあるのか教えてください。

(一問一答 Q4-2)

本市としては、県条例「環境の保全と創造に関する条例」・「受動喫煙の防止等に関する条例」と「健康増進法」に基づいてたばこ対策を行おうとしているのでしょうか。その考えであれば本市で新たに条例制定する必要はないのかも知れません。

しかしながら、これら県条例などでは不足があるため、伊丹市をはじめ、周辺自治体が独自の条例を制定するに至っているわけです。

**Q4-2 そこでお尋ねします。**

条例制定の必要性をどうとらえているのか教えてください。

(一問一答 Q4-3)

聞くところによると、平成 28 年度は屋外での喫煙についてステッカー等で啓発を行い、平成 29 年度を目安に喫煙場所の確保・設置などハード面の整備を行いたいということですが、条例制定の判断をせずに先に事業を実施することに私は疑問を感じています。考えられている事業をどのような成果指標でチェックするか分かりませんが、その成果を見てから条例制定の要・不要を判断しようとしているのでしょうか。事業でごまかすのではなく、また、今までもやってきたような事業をするのではなく、条例を制定してから、それに基づいて事業を実施していけばよいと私は考えています。

**Q4-3 そこでお尋ねします。**

平成 28 年度はまず事業を行い、その成果を見てから条例制定の必要性を検討していこうと考えられているのでしょうか。教えてください。

(一問一答 Q4-4)

**Q4-3 最後にお聞きします。**

第 13 回本会議において医務監が「できれば年度内に一定の方向性をまとめられればと考えております。」とご答弁されていましたが、平成 28 年度の施策に跳ね返ってきますので一定の方向性が年明け 3 月 31 日に決まるということでは困ります。改めてお伺いしますが、いつまでに条例制定をするか、しないかを決定するおつもりでしょうか。お聞かせください。

(一問一答 Q5-1)

尼崎版総合戦略(素案)にもありますように、本市では子育て世代の転出超過の抑制と出生数の増を図っていく必要がある中、今まで以上に子育て世代へのケアに力を入れて行くことは誰しもが認めるところだと思います。

本市では、既に妊娠期から子育て期の各ステージで必要となる支援を実施していることは一定理解できますが、主にリスクのある方々に対する支援となっており、子育て世代包括支援センターのコンセプトでもある「リスクのある人、ない人含めて、産まれる前から切れ目のないサポートを行う」の中の「リスクのない人」への支援をどうしていくのかという課題が残ります。

**Q5-1 そこでお尋ねします。**

子育て世代包括支援センターを設置する・しないに関わらず、本市として「リスクのない人」への支援は今後どうしていくお考えなのか教えてください。